

農業振興地域制度の概要

〈農業振興地域の整備に関する法律（農振法）〉

農業振興地域制度の目的

農振法は、「総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進することにより、農業生産に必要な農用地等の確保及び農業の健全な発展を図るとともに、国民に対する食料の安定供給の確保及び国土資源の合理的な利用に寄与する。」ことを目的としている。（農振法第1条）

農振法の組み立て

国：①基本指針（農業振興地域の指定基準等）の策定（H12年策定、H17、H22、H27、R2、R7変更）

②都道府県が策定する基本方針の同意

県：①基本方針の策定（S44年策定、S50、S60、H15、H22、H28、R3、R8変更）

②農業振興地域の指定（27市町村で22地域を指定）

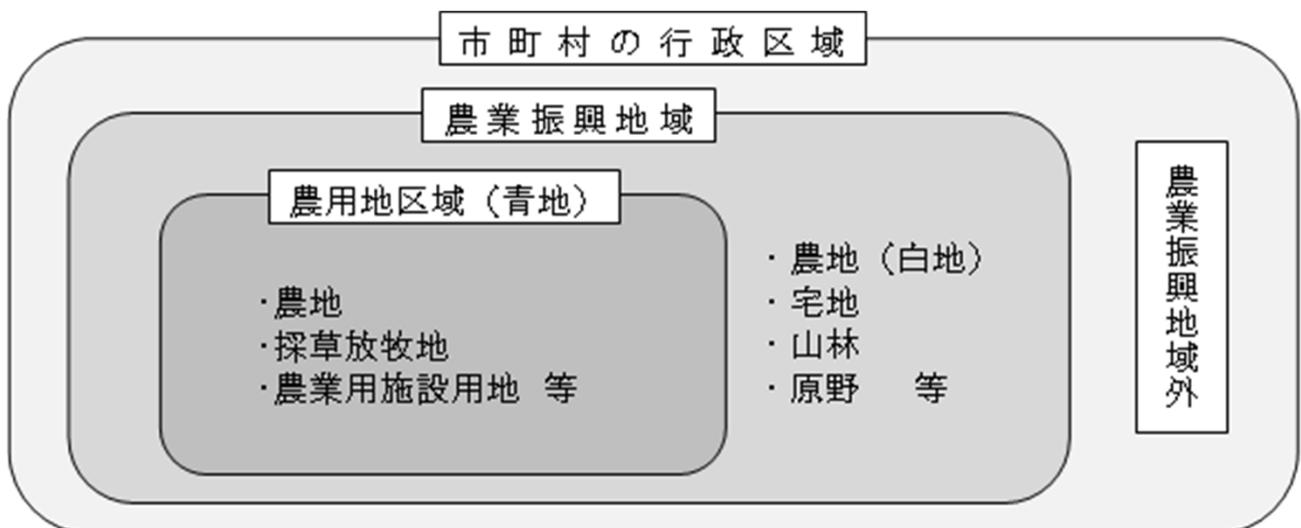
③市町村農業振興地域整備計画の同意

市町村：①農業振興地域整備計画の策定

└─農用地利用計画（＝農用地区域の設定）

└─マスタープラン（＝農用地区域を中心とした農業振興計画）

農業振興地域の概念図



- ・農業振興地域：概ね10年以上を見通して総合的に農業の振興を図るべき地域。
- ・農用地区域：農業振興地域内にある農用地等として利用すべき土地の区域。

市町村農業振興地域整備計画の構成及び見直し

県が指定した農業振興地域について、市町村が概ね10年以上を見通し、農業上の利用を確保すべき農用地を明らかにし、農業生産の近代化の方向、農業生産や農業経営の目標、必要な基盤整備計画等の農業振興の方向を明らかにした計画。

【構成】

- 第1 農用地利用計画（農用地として利用すべき区域の設定、農用地の用途区分の指定）
- 第2 農業生産基盤の整備開発計画
- 第3 農用地等の保全計画
- 第4 農業経営規模拡大・農用地等の農業上の効率的総合的な利用促進計画
- 第5 農業近代化施設の整備計画
- 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画
- 第7 農業従事者の安定的な就業促進計画
- 第8 生活環境施設の整備計画

【農業振興地域整備計画の見直し】

○ 総合見直し

市町村は、おおむね5年ごとに、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模など現状及び将来の見直しについての基礎調査を行い、この結果及び経済事情の変動等により必要が生じたときは、農業振興地域整備計画を変更しなければならない。

○ 随時見直し

総合見直し後において、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときで、かつ、農業振興地域整備計画の趣旨に反しない場合には、農用地利用計画を変更することができる。

【農業振興地域整備計画の見直しの流れ】

- ・ 農用地利用計画変更の事前協議（市町村→県）
事前協議への回答（県→市町村）
- ・ 法第11条に基づく公告・縦覧（市町村）
- ・ 法第8条第4項に基づく協議（市町村→県）
協議に対する同意（県→市町村）
- ・ 法第12条に基づく公告（市町村）

農用地区域の設定基準

農業振興地域内に存在し、農用地等とすることが適当な土地で、次の要件に該当するものについて、用途を指定して定める。（法第10条第3項）

- ① 集团的に存在する農用地（10ha以上のもの）
- ② 土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業またはこれに準ずる事業で農業用排水施設の新設または変更、農用地の区画整理、農用地の造成等を行っている土地
- ③ 前2号に掲げる土地の保全または利用上、必要な施設の用に供される土地
- ④ 農業用施設用地で2ha以上の規模のものまたは前記第1号及び第2号に掲げる土地に隣接しているもの
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成又は果樹若しくは野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地

農用地区域からの除外要件

農用地利用計画の変更において、農用地以外の用途に供することを目的として農用地区域から除外する場合は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限りすることができる。

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 農用地区域内における地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他の農業上の利用に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 担い手に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑤ 農用地区域内の農業用施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ⑥ 国の直轄または補助による土地改良事業またはこれに準ずる事業で農業用排水路の新設、農用地の区画整理、農用地の造成等の施工に係る区域にある場合は、事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過していること。

市町村農業振興地域整備計画の随時見直し事務処理フロー

